

消費者被害未然防止のための啓発広報物等の制作業務に係る
受託候補者選定評価基準

１ 目的

この基準は、消費者被害未然防止のための啓発広報物等の制作業務の受託候補者を選定するために行う評価について、必要な事項を定めるものである。

２ 評価方法

- (1) 評価基準は、下表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。
- (3) なお、最低合格点は６０点とし、応募が１者のみの場合も同様とする。評価点が６０点以上のものがない場合は、再度公募を実施する。

評価項目	評価事項（カッコ内は配点）
啓発物等の提案 (６０点)	・ 本業務の目的を踏まえ、実用性が高く、メッセージが記憶に残りやすいなど、消費者被害の未然防止に効果的かつ魅力的な啓発物品が提案されているか。(２０点) ・ より多様な市民に情報が届くような、魅力的なデザインを考案しているか。(２０点) ・ イベント資材（横断幕、のぼり旗等）について、本業務の目的を踏まえたテーマやコンセプト、及び設置場所（屋外/屋内）の特性を理解した上での提案となっているか。(１０点) ・ 環境に配慮した素材の選定や、プラスチック削減、再利用可能が可能か、簡易包装、啓発物品の単価設定等、持続可能性に配慮した工夫が見られるか。(１０点)
実施体制 (２０点)	・ 仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績 (１０点)	・ これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額 (１０点)	・ $10 \text{ 点} \times (\text{全受託候補者の中の最低提案価格}) / (\text{受託候補者の提案価格})$。 ※ 小数点以下は切捨て。